

児童虐待の家族と社会

井垣 章一

家庭は、とりわけ女性と子供にとって危険な場所ともなる。

J・P・マーチン

はじめに

この課題との最初の出会い。“The Battered Child”という変わった題名の書物の存在を知り、それを手にしたのは10年前にさかの遙る。(1)「バッター」とは「ひどく打つ」ことであら、「打ちのめされた子供」とも訳すのだろうか。そりに明らかにされていることは、子を生み、それを愛し育むはずの親自身が子を徹底的に虐待し続け死にも到らしめるという恐るべき事実の数々である。それは子を殺すための行為、単なる子殺しでもない。親によって加えられたさまざまな子への危害——骨折、傷、火傷など写真も戴せられていて目を蔽う惨状である。この親たちは悪魔の化身なのであるうか、われわれと全く異なる特殊な種類の人たちなのであろうか。

赤ん坊は全く無力なものとして生まれ、その生命と生活を他に依存しなければならない。ふつう子供は家庭の中に生まれ親による必要な世話を受けることによって生存を保障される。その生命をあずける親からひたすら危害を加え続けられ生命も脅かされるとしたら、それを防ぐことも逃れることもできない小さい子供にとって、これ以上悲惨・残酷なことはない。それは児童福祉にとって極めて重大な事態であるというより、児童福祉など論外の、児童福祉以前の問題

ところがやうである。未発達な社会であればこそ知らざ、「児童の世紀」とされるるの110世紀、その後半の豊かであり高度であるとの文明社会にそれが起り、しかも多発しているといふのである。

いかなる社会においても普遍的事象のほか例外的特異的事象は存するものである。この児童虐待が例外的事象であるはある納得もいゝ。しかしそれが普遍的大量的現象であるとなると、この社会そのものとの構造的連関が問われねばならないであろう。それは新しい現象なのであろうか。それとももともと存在していたものの暴露なのであろうか。児童虐待は古くからの児童問題であり、それに対処するものがかつて児童救済 (child relief)といわれ、のち児童保護事業 (protective service) へなつた伝統的児童福祉事業であった。現代において特に児童虐待が多発していることが問題なのか、あぬいは量のみならず質における変化、その現代的特質が問題なのであらうか。

児童虐待 (child abuse) 問題はアメリカにおいて一九六〇年代から今日にいたる大きな社会問題の一つであり、最大の児童福祉問題であると断言してよい。「児童虐待の再発見」の発火点となりアメリカ全土に一大旋風を巻き起したケンペ (C. H. Kempe) の論文 “The Battered-Child Syndrome” 『殴打児童症候群』が一九六二年七月に発表されるや、それはたちに連邦児童局の反応をよび、局長キャサリン・B・オーティンガー (K. B. Oettinger) が関係専門家により構成される全国会議を召集、後これは対策への第一歩として問題発見の徹底化をはかるための児童虐待通告法の作成に向わせる。同じく全国組織であるアメリカ人道協会 (American Human Association) への問題を重大にとりあげ、その他いろいろな関係全国組織も提言を行ない、マス・マニアの問題を大きくとりあげ世論を喚起、沸騰させ、小児科医、精神科医、心理学者、社会学者、ソーシャルワーカー、法律家等関係専門家の注目を集め問題究明に向むけられはじめた。

一九六三年中に児童虐待にかんする一八の法案が議会に上程、その年中に一一がパスし、一〇州が通告法 (the child abuse reporting law) を制定、一九六四年はさらに一〇州が加わり、六七年には全五〇州が何らかの関係法規をもつて

いう「かくも短期間にかくも多く」と評せられるアメリカ法制史における画期的な大事件となつた。⁽²⁾一九七四年には児童虐待防止・処遇法 (The Child Abuse Prevention and Treatment Act) が制定、その全国的センター (National Center on Child Abuse and Neglect) が創設され、対策の一そらの徹底化が進められる。なおこの問題に対処するプロテクティブ・サービスは翌七五年、社会保障法に合体され全国的制度として確立されたことも大きな前進であった。

問題の大きさや関心の強さは、その課題にかんする論文や書物の数量に表わされるが、一九六六年に早くも一八六点、一九七八年には何と二〇〇〇点を越え、その大部分は七〇年代の作品ということである。六二年に火がつき、六〇年代後半、火勢はますます強まり際限もなく広がり七〇年代は大炎上といふ感じである。この児童虐待問題はアメリカに限る問題でなく、イギリスにおいても同様であり、先進諸国共通の問題として国際会議も開かれている。一九七八年、世界から一〇〇〇名の集うロンドンにおける第二回会議は政府の全面的協力とマーガレット王妃後援によつて開催されるふることをみても、一つの世界的問題であることが象徴されているといえる。

発達心理学は子どものすゝやかな成長発達のために安らかな家庭があること、親とりわけ母親の愛情にみちた世話を決定的ともいえる重要要素とした。これにかんする科学的研究の数々の成果が積みあげられる以前に、たとえばアメリカでは一九〇九年の第一回ホワイトハウス会議において、「家庭は文明の所産のうちで最も高い、最も美しいもので、精神と性格を形づくる力である。子どもは緊急やむを得ない理由がなければ、そこから引き離してはならない」という声明が採択されていた。かつて社会学者たちは家族が近代化の中で次々とその機能を喪失し、愛情という機能を残された唯一の機能とし、近年ではパーソンズ (T. Parsons) は成人のペーパーナリティの安定と子どもの社会化を家族の主要機能とした。家庭は平和と幸福、暖かさと安心感の象徴とすれば、児童虐待はこの家族そのものとどう関係するのであろうか。この豊かな社会こそが、この美しい家庭を破壊しているのであろうか。あるいは子を愛し育てる家族と結び

ついて、家族そのものの特質の中に児童を虐待する要素を含むのであらうか。児童虐待は家族のもう一つの部分、影の部分なのであらうか。この特異な面、影の部分から家族とは何であるかその本質を問えるのではなかろうか。また同時に、専らアメリカに集中するこの研究が、われわれの最大関心をもつわが国におけるその問題、二つの文化における家族の違いといったものを考えさせてくれるのではなかろうか。

1 「ペッタード・チャイルド」の登場

一大センセーションを巻き起し以後の児童問題の研究と対策を方向づけたのは、一九六一年七月、アメリカ小児医学雑誌に掲載された小児科医ケンペを代表とする数名の医師による論文 “The Battered-Child Syndrome” であった。⁽³⁾しかしこの問題は前にも触れたように全く新しい問題ではなく child abuse や child maltreatment やかくタームで示される古くからの児童問題であって、福祉対策としては protective service が対処してきたものである。約一世紀前にもそれが大きな社会問題となり、アメリカでは一八七四年、イギリスでは一八八三年、児童虐待防止協会の創設に発展してゐる。どうしてケンペのそれが、この現代、一大旋風を巻き起したのであらうか。まあ何よりおのりの論文自身に注目してみよう。

それは一〇ページほどの小論文で、読んでみても、むしろ草々と事実が述べられ、アピールにしても決して熱っぽいものでない。その全体を要約的に示すと次のようになる。⁽³⁾まず論文の冒頭に要約をかかげ、新語 “battered-child syndrome” とは、ひどい身体的虐待を蒙った小さい子供の臨床状況であり、子どもの骨折や傷その他臨床的症状が認められる場合、虐待の可能性を考えるべきであり、その原因として第一に精神医学的因素が考えられるが、十分明らかにされておらず、とにかく医師は何よりも問題の発見と処理につけめ、それが決して反復されないと子供に保障する義務と責任を有するとし、本文に入る。

battered-child syndrome という用語は親あるいは養育者により、ひどい身体的虐待をうけた症状を特質づけるためにつづらだされたものであり、これまで医師やソーシャルワーカーによって不審なキズ (unrecognized trauma) とされできだらぬのである。子供を障害や死に到らしめるこの問題を人は気付かなかつたり、あるいは知り得たとしても「それを問題としてとりあげ適切な機関に通告することを躊躇し、問題を回避してしまう」と多かつた。前年すなわち一九六一年、この問題の発生状況について知るために全国的な病院調査を行なつたが、回答を得た七一病院において合計三〇二ケースが明らかにされ、また七七人の地方検事は同じ一年間に四四七ケースを取り扱い、うち四五人が死亡、二九人が恒久的な脳障害を受けたこと、四六パーセントが裁判問題となつたという情報も入手した。われわれのメンバー病院でも、この事件は普通にあることだ、たとえば六一年一一月のある一日に四ケースがあり、うち二名は中枢神経組織障害で死亡、一人は退院直後不審な死を遂げ、予後良好なのは残りの一人だけである。子供の年齢は三歳以下が多く栄養不良など健康状態も水準以下で、neglect (放置、養育忌避) の様相を伴うことが多い。いろいろの段階のキズ (一日前のキズ、五日前のキズ、昨日のキズ) の存在とか、その他いろいろの臨床的症状によつて判断できるが、臨床的症状と親の説明とが合わないことが特徴である。危害が骨にいたる場合、レントゲンによつてその骨折が単なる事故でなく意図的に加えられた力によるものである特質的状況が客観的事実として明らかにされる。

しかし、この原因にかんする考察は今のところ全く不十分である。ただわずかに存在する精神医学者やソーシャルワーカーの探索では、親は精神病理的特徴を示し、低知能、未熟、自己中心的、感情過敏、攻撃性・衝動性のコントロール不備、自身も被虐待兒であったこと、望まざる妊娠・出産などがその因子としてあげられている。性格構造における欠陥であることは指摘できても、精神病理的ペーパーナリティをもつ者に限られるものではなく、また教育程度も高く、経済的に安定している階層の間にも起こつているゆえ、下層階級に限られた問題でもなく、広い範囲にわたつて起つてゐる。

治療についてはケースワーク、カウンセリング、精神医学治療も成功しておらず、今のところ親から子を取り去る以外に方法はなく、問題の究明は今後の課題であって、とくに親の性格構造的心理的究明を必要とする。子は訴え得ないし、親は事実を言わない。ゆえに医師がこれを発見するのでなければならぬが、医師は親がわが子を虐待するなど思ひも及ばず、またその疑をいだいたとしても敢てそれを追い払おうとする。二つの簡単なケース提示を含め、どういう症状、状況においてその疑をもつべきかが教示され、ケース発見の場合、必ず適切な機関に客観的な発見事項を通告し、子を不用意に親の許に帰すのではなく、慎重に判断し、あくまでも子供の立場に立って問題解決にあたることが医師の義務であり子に対する責任である。

以上がケンペの論文の要旨である。アントラー（S. Antler）⁽⁴⁾ がこの課題を「児童虐待の再発見」(the rediscovery of child abuse) というタイトルでとりあげている。再発見といえば、かつて「貧困の再発見」ということが高らかに叫ばれ、これも同じく六〇年代であったことが想起される。豊かな社会における厳然たる貧困の存在の再認識と、発展した児童福祉社会における同じく厳然たる児童虐待の存在の再認識が符合するのは偶然なのであろうか。児童の、とくに身体的虐待などは遙か過去のことであり、プロテクティブ・サービスは今や児童福祉の主流ではないとされていたこの二〇世紀後半である。再発見は、そのすべてをケンペひとりに負うのであろうか。恐らくケンペがかく現われ、そのアピールが受容される社会的時代的背景があつたといふべきであろう。

カドウシンとマーチン（A. Kadushin & J. A. Martin）は、一つには丁度その時期連邦児童局は新しい課題を求めていたこと、もう一つにはその期における出生率の低下が、この問題を小児科の新分野としてアピールするものであつたことと、さう穿った考察をし、またウイリアムズ（G. J. Williams）は、これをベトナム戦争、ケネディ大統領やキング牧師の暗殺、人種暴動等暴力の時代、体制批判、社会的不公正告発の大〇年代という、大きな社会状況に関連させている。⁽⁵⁾

いすれにせよ再発見は医学の面から行なわれたが、とりわけレントゲン医学技術の発展が大きく関係している。レントゲンは二〇世紀前半に発達し四〇年代には小児医学の面に実用化された。レントゲンによる児童虐待発見の栄養は、しかしこのケンペ・グループではなくキャフィー (J. Caffey) によってあたえられるべきである。一九四六年、彼は幼児の特異な症状を示す骨折六ヶ条を詳細に分析し、親による危害の可能性を暗示したのである。彼自身はそれが親の虐待の結果であることを気付いたが、その考えは同僚医師たちの強硬な反対のゆえに虐待と特定することを思いとどませられたという。かくして、この児童虐待の問題提起は続く展開をたどるゝべく、それで終つてしまふ。そのまま六、七年を経過し一九五三年、キャフィーの弟子であったシルバーマン (F. N. Silverman) はそれが親による虐待であるとして、それはよくあることであつて不審な骨折の場合、その追及を怠つてはならないとし、親が子を虐待するという考えに医師が拒絶反応する」とを問題とした。その二年後、ウーリィとハーベンス (P. V. Woolley & W. A. Evans) は、その疑のある一二家族を考察し、事故とまがう子供のそのキズは事故でなく親が加へた危害であり、その親たちには神経症的あるいは精神病的行動が多くみられることを発表した。⁽⁷⁾ ケンペが登場するのは、なおそれから六年後である。

児童虐待の問題にかかる第一任者は伝統的にソーシャルワーカーであるはずである。この世紀後半の再発見にソーシャルワーカーはどうしていったのであるか。エルマー (E. Elmer) によれば医師と同じようにソーシャルワーカーたちも親による虐待ということには拒絶反応をもち続けていたという。その中で先駆的役割を果たした一人はこのエルマーの人であった。彼女はピツツバーグ児童病院のソーシャルワーカーであったが、一九五七年、同僚医師から夜中に運びこまれ、事情が明らかでなく、親の行動も不審であるケースを教えられ、小児病棟ファイルを調べる中で、同種のものが六ヶ条引き出され、この事件が稀な出来事でないことを知る。それ以前にも、余りにも残酷で聞くのも耐え難い児童虐待のケースを知つたことがあるが、ひどい拒絶反応を示したと告白する。しかしこの問題が稀な出来事でない以上、ソーシャルワーカーとして子と家族を助け、問題の究明と処置にあたらなければならぬはずである。ずっと後

になつてキャフイの先駆的な研究があつたことを知つたが、それは全く自分が見るといふない医学専門誌に児童虐待が課題とは全く分らない題名で載せられていたことによつて、その時は知るよしもなかつた。翌一九五八年、自分がチーフとなつてレンントゲン医師、小児科医とチームワークを組んで児童虐待にかんする調査研究を開始した。⁽⁸⁾この調査は長い年月を要し、“Children in Jeopardy”として出版されたのはケンペのそれにすゝと遅れて一九六七年になつてゐる。しかし彼女は一九六〇年に雑誌“Social Work”において一部を発表してゐる。ケンペより早い時期としてその影響力を知りたいといつてあるが、ソーシャルワーカーの間に、それがどれほど注目されたか知らない。しかし一般的反響にしてもケンペのような全社会的な施風を起したことは確かである。ニルマーはさらに11つの調査研究を続行し、その成果を一九七七年、“Fragile Families, Troubled Children”として発表する。

ケンペの大きな影響力は、ニルマーのそれが一病院における限定されたケース提示にとどまつたのに対し、全国的資料によつてそれが大量現象であることを実証し、アメリカ全体の問題としたことによるもの。またソーシャルワーカーによれば遙かに専門的権威をもつ社会的影響力をもつ医師が主役であつたこと、医師の責任と義務として問題を訴えたことによつて、これが医師たるを覺醒し波及的に大きな反響をよみこむに至つたのだであろう。しかし何よりも重要なことは、強烈なエモーションナル・ローンを含む the battered-child syndrome という新語の登場であったのであらう。過去のものになつた児童虐待 the battered-child が新たに現代にデビューする。前述の時代的背景のもとに児童虐待問題はソーシャルワーカーから医師の手に移り社会の主流をいく問題に発展する。その効果をねらつた創りだされたこの新語は、現代大衆社会にアップグレードし、恐らくケンペの期待を遙かに越える大勝利となつたのであらう。

11 ケンペ以後の展開

以後、一九六六年には一八六点、一九七八年には1000点を越えるところ拳にいとまない研究成果が積みあげら

れていくが、その初期の主役は医師であり、医学雑誌に載せられるものが多⁽²⁾。既に述べたが雑誌論文の中でも、今では数多くの単行本の初期のものとしては、レポート一九六四年出版のファンタナ (V. Fontana) "Maltreated Child" とヤング (L. Young) "Wednesday's Children" がある。ファンタナは医師で、セント・ルンゼン病院の小児科部長であるが、また児童救済の歴史の古ヒューリーク児童養育院 (New York Foundling Hospital) の小児科部長でもあり、ゆえに福祉部面にかかる人でもある。彼は、この事実に自からがかかるが、「かような信じ難い非人間的行為がわれわれのこの現代社会に存在するとは思ひもかけなかつた」とし、閉された扉の背後に寄るぐさなき小さな子供たちが家庭の中で親や養育者によって虐待、放置され、しばしばひどく痛めつけられ死に到ることも生じ、児童死亡原因の主要なもの一つとなつており、子供のガンは完治できなこととして、この問題は解決可能であるゆえに専門家たちの協力と社会の総力をあげて立ち向わなければならぬと強く訴える。七例のケース提示とメントゲン写真を含む一五葉の子供の痛々しい写真も加えられた本書は、自からの觀察に加えて、大体はその時期までに知られている資料を中心と問題をレポートしたもので六七ページの小冊子である。

もう一方のヤングはソーシャルワーカーである。アノン (Anon) の「水曜日の子供は悲哀の中に」 (Wednesday's child is full of woe) から採って「水曜日の子供たち」としたその表題はケンブのそれとは全く対照的に文学的であるが、題名そのものは内容を告げない点で、ケンブのものと同じく読者の好奇心をそそる (筆者もそれによつて本書を購入した。) 」の題名の通り書きだしは文学的である。……放課後、街は喜々とした子供らであふれる。楽しい子供時代の象徴であるこの情景の背後に放置され虐待され、わが身を守ることもできない子供の悲惨があることを誰が想像しよう。しかしこれがあるのである。地球の裏側ではなく、このわれわれの住む街に……。この冒頭の訴えに統いて彼女は、それを「悪夢の世界」 (night mare world) と表現するこの問題へのかかわりが、むしろ偶然の出来事であった経過を告白する。すなわち中西部のある小さな都市の児童福祉部で、全く別の目的のためにケースレコードを調べて

いたとか、人の身も凍る絶望的な世界に魔法にでもかけられたように引き入れられたといふ。

アメリカを東部、西部、中部と分け、大都市、小都市、農村地帯と区分し、公的機関を中心にケースレコードを集め、総計三〇〇ケースの分析から得られたことが述べられている。ケースの大量観察から把握しうる家族、とりわけ親の特質を明らかにしようとしたもので、ケンペやフォンタナのデータは病院のケースであることに対しても福祉機関のケースであることが特徴である。もう一つの点は虐待に限らず放置を含めていることである。虐待と放置（養育忌避）の区分、定義の問題は後の課題として、この調査で明らかにされた特筆すべきことでは、ケースの多くが貧困、とくに極貧であったといふ、貧困あるいは下層階級と児童虐待との関連性の存在である。いずれかというと下層階級を対象とする公的福祉機関が調査対象であることから、ケースが貧困者に集中するとは多くの他の指摘があり、またヤング自身も理解していたことである。しかし貧困と児童虐待の相関のこの実証は、児童虐待を医学的な問題とする当時の圧倒的な流れに対し、それが社会構造にかかる社会的問題であることを明らかにした上で重要な意味をもつものである。

一九六七年、すでにその一〇年前にこの問題に関心をいだいた前述のエルマーの研究が、追跡訪問面接によると、ケースの検討として世に出され、翌六八年にはケンペらによる “The Battered Child” が登場するところとなる。後者については、六二年メンバーはケンペのほかレントゲン医シルバーマン (F. N. Silverman) 精神科医スティール (B. F. Steele) が再登場しているが、児童虐待の歴史からはじまり医学、精神医学、ソーシャルワーク、法律学等の諸側面からの検討を加え、問題の全体像を明らかにしようとしている。ケンペらがこの問題の第一任者であるとすれば、これが当時の児童虐待問題にかんする最も代表的な作品、標準的なテキストとなるであろう。児童局長オッティンガーの「前文」もそれには載せられている。またケンペは、児童局の全国センターに先立って一九七一年コロラド大学に創設された全国児童虐待・放置防止治療センター (National Center for the Prevention and Treatment of Child Abuse and Neglect) の所長となり、この問題の第一任者としての地位を確定したのである。

11 虐待と放置（養育問題）

「ハハ」の「ハハ battered-child 」が親の暴力による養育者によるハハ、その身体的損傷が臨床的に明らかにされた児童であった。“Children in Jeopardy” はおなじくハハはレンゲン・ハイルムのみによつて選り出された、すなわち親の危害による骨折が医学的に証明されたケースのみを調査対象とした。これは調査研究における操作的規定として「軽度のあたし傷によるハハ」である。バッターハハケンハハにて普及してしまったが、従来の呼び名は abused である、battered は往々にして同義的に使われるが必ずしも同じではない。おひどいの定義はかくとも問題は abuse と neglect である、ハハの11つの中の凶介や虐待。前に述べたように伝統的な児童福祉問題は child abuse and neglect である、それを受ける是 protective service が代表的な child welfare である。現代の abuse と maltreatment は日本語ではハナタナの書名がそうであったものが maltreatment である。まだ近年から始めた family violence の 1 番目は violence toward child となるが、ハハの violence に関する問題が述べられる必要がある。問題は決して簡単ではない。家庭の困難は当然あるが、今なお解決してしまった。

一九六三年から順次制定された通告法 (reporting law) が abuse と neglect を取扱うが、七〇年代創設の11つの全国予防治療センターを含むハハ。伝統的なハハは、今日の abuse (アブセイ) と neglect (ネグレクト) とが共通点を含む一方、区別されるべきであるが、それがハハの立場・見解があり、明晰にするには大変困難である。

ハハのことを記述する概念として maltreatment or mistreatment が考へられる。前述のハハハハの maltreatment の重要な指標として、ハハの仕事はハハハハ maltreated child と maltreatment syndrome in children である

の⁽¹⁾である。あたヤングの“Wednesday's Children”はAとNにNを含め、その違いが親や家族の相違に関連するかどうかをひとつの課題として、Aは所謂行動への没入を意味し、Nは子に対する憎しみでなく無関心による養育放棄で自ら進んで子を傷つける意図を含まないとしている。⁽²⁾

ケンペは最初の論文で、バッタード・チャイルドは必要な養育・世話を怠られてくるNの様相を示す」とを指摘していたが、六八年のテキストではAはNと相い関連しているゆえに重要としてこれに命めるとしている。ソリの執筆者の一人ウエ斯顿（J. T. Weston）はNを一種のAとして、親の積極的行動によりキズつけるAに対し、Nを「親の側におけるオーバーショットの行為」としている。⁽³⁾これに闇連して後、ファラー（K. C. Faller）はAは「オーバーショットの行為」でNは「オーバーショットの行為」であるとしている。⁽⁴⁾ケンペ自身による次の著書では題名は“Child Abuse”（一九七七年）となるが、問題を①身体的暴力（physical violence）②身体的・精神的放置（physical and emotional neglect）③精神的虐待（emotional abuse）④性的悪用（sexual exploitation）の四カテゴリーに分ける。普通のabuseを physical violence とする点特徴的であるが、意図的に危害（wilful injury）を加える暴力のみでなく放置も同様の危害を生むことがあるからこそその区分はとあるとして困難であると言える。⁽⁵⁾また maltreatment のかくされた形態でAに比してわざと見分け難く、それは子の健康、安全、福祉（well-being）を守るのを親が怠るのと、栄養の供給や医療ケアとして怠り、身体的・社会的危険から子を守り得ないものである。⁽⁶⁾

それをオーバーショット、オーバーショットと区分した先のファラーは、その原因や状況の分析や対策の記述ではAとNを同列に扱っている。伝統的児童福祉分野ではAは親による子の身体的損傷で自明のこととし、Nの診断に重きが置かれている。一九七七年の『ソーシャルワーク・ハンサイクロペディア』では、Nは全州法に規定され、重要事項となっていたが、子の適切なケアとは何であり、子の福祉を脅かすものは何であるか社会により、また専門家集団により判断は異なり、そのすべてを考慮して判断する必要があると、明言を避け定義には慎重である。⁽¹⁶⁾かく考えるとNの規定、Nと

Nでない間の区分は非常にむつかしいものにならう。

児童虐待にかんする文献はおしなべて定義の困難を訴えている。その中でギョヴァノーリとグエラ (J. M. Giovannini & R. M. Bocerra) によると “Defining Child Abuse” はそれ自体を題名とするよりもより大きな期待をしたかせね。しかしその内容は、児童の福祉を阻害する状況として child mistreatment という概念をとりあげ、この問題認識と社会的対策についての歴史的考察を含めての展開を企図し、AとNの区分と、それぞれの概念をより明晰にする際だった成果をあげているとはいえない。著者の主張は、ミストリートメント行動にせよ他のいかなる行動にせよ、それは社会システムとの関連において存し、その行為を社会がどう判断するかということが重要であるとする。ゆえに一般人のほか、この問題にかかわる専門家すなわち警察、ソーシャルワーカー、法律家、小児科医等について、作成されたミストリートメント諸事項各々について、それを是とするか否とするか判断を求める調査をする。それによると、いずれも極度のものは一致度が高いが、そうでないものはかなり判断の違いがあり、たとえば専門家によって虐待とされる事項に一般人はそれほど反応せず、また専門家の中でも、ソーシャルワーカーや警察関係者が問題に敏感であるほど法律家や医師はそうではない。とくにソーシャルワーカーは子どもの充足されるべきニードの観点から幅広い立場で子の状況をとりあげ、問題の深化を防ぎ、リハビリテーションを目指し、よりよい子供の状況の確保を志向するゆえに、多くの事項について、それを問題とし介入の必要があるとしている。⁽¹⁷⁾

rrrのように関係専門家による判断もいろいろ異なるという事実は定義の問題の解決に向うよりも、それがいつそう難しじるものであることを思い知らす。なお、児童虐待問題解決に向けて最も急進的な提言をするジルなどは、問題を広い社会的視野からとらえ、児童虐待を無限の可能性を秘めた「児童発達に対する人為的な阻止」(human originated interference with child development) として極めて包括的な規定を行なっている。⁽¹⁸⁾これに類するものとして一九七七年の青少年公正基準アヨシヨクによる「虐待・放置にかんする基準」があり、そりではAやNの概念をとりはずし「危機に

存する児童」(endangered child)とする考え方を示してゐる⁽²⁾。

かくして“Defining Child Abuse”も含めて、かくして概念規定の達成にいたらず、かえへて混沌としてくる感覚がある。田立った進歩もなく、の状況は今日も続いている。たとえば一九八一年のスター(R. H. Starr)による“Child Abuse Prediction”におけるゲルス(R. J. Geelles)のこの課題についての検討をみて、児童虐待と規定される客観的な現象があるわけでもなく、今にして「一つのヨーローマで受け容れられる定義はなく」専門家グループによる、また人によって異なるとしている。彼らの調査研究から専門家グループに一致度の高い項目として、意図的に栄養不良に至らしめる行為(willful malnutrition)、性的なたずら(sexual molestation)、意図的に加えられたギク(willfully inflicted trauma)をあげ、子をギクつけ危害をあたえる直接の意図をもつことを重視している。結局虐待とはカレウシハシガシハシヤウヒに養育責任者により児童にあたえられる非偶然的な身体的損傷(non-accidental physical harm)である、これに加えて軽微なものは除くところ程度にともいわれるを得ないやうである。

児童虐待の概念規定についての問題として暴力(violence)という概念との関係の問題がある。ゲルスなどは児童虐待を子供に対する暴力として、家族内暴力(family violence)として捉えるからである⁽²⁾。これに関連して、また、虐待する親自身がよくいうように、それは虐待とか暴力ではなく、撲滅であり訓練(desipline)であるとする、その概念とのかかわりの問題である。何が虐待であるか判断の一一致が得られず概念規定が曖昧になる大きな要素は大きいにこれに関連して存するのである。かくしてこの問題は概念規定に重要であるが、ソリドは指摘するだけに止め、後の展開にゆずるに止む。

次にその発生件数についてであるが、以上みた規定の曖昧性と関連して、何を、そしてどの範囲まで含めるか全くまちまちであって、ケンブ(一九七四年)によれば年間六万であるが、ライト(R. Light)は五〇万(一九七三年)とし、フォンタナ(一九七三年)は一五〇万である。ローハン(S. S. Cohen)らは入念な計算の結果、一九七二年に約二

四万一〇回⁽¹⁾、同様の試みでナギ (S. Z. Nagi) は一六万七〇〇〇と推計するにいたるが、通告法は虐待である。通告件数といふことであるが、一九七三年に設けられた全国児童虐待・放置調査情報機関 (National Clearinghouse on Child Abuse and Neglect) の信頼である調査によると一九七七年の件数は、五二万一四九回⁽²⁾である。

通告法は虐待とともに放置を含み、虐待は放置と重なることが多く、州によっては明確な分類のないところもあり、どれだけが虐待であり、どれだけが放置であると明確にするのは至難とされる。しかし虐待よりは放置の方が圧倒的に多いことが知られており、大きめに一対三という見解がある。ペルトンのニューヨーク州の一地区における調査では、虐待が二〇ペーセント、放置が五一ペーセント、虐待と放置が重なるものが二八ペーセント⁽³⁾で、ニューヨーク市の調査では、一九七二年、虐待二四一三に対し放置は三五一七、二つが重なるもの五九三〇であった⁽⁴⁾。

最後に時系列的な考察にひとつと触れておくと、たとえばニューヨーク州では、一九六六年の件数は四一六であったが、一九七〇年には二〇一七となり調査の結果除外されたもの二八・一ペーセント、疑はあるが確認が得られなかつたものの二九・九ペーセント、確認されたもの四一ペーセントとなつてゐる。何につけ確かな統計をだすことは非常に困難であるとしても、全国における通告件数が一九六七年の六〇〇〇から一九七七年の五〇万にも激増している事実からして、あたたとすれば一九七九年にマサチューセッツ州知事をして「わが州の直面する最大の問題」(the greatest problem facing that state) と慨嘆せしむる問題の大さを深刻化する。さらに統計に表されるのは氷山の一角だとわれもしく⁽⁵⁾。まだカドウソンは虐待の方に力点がおかれるといつて放置が見逃されやすく、そのうえ放置はいつそう見極めにくることを強調し、たとえばニューヨーク市では平均して週に二人の小さな子供が開け放しの窓から転落し、ほとんどが重傷を負い、多くが死んでくるところよりノーワンタイムズ (一九七八年三月一四日) の記事を引用し、「の面の注意をうながして」とある。

四 原因への探求（1）

ケンペラはあの有名な六二年の論文で、その原因についての考察において、今のところ原因は明らかでないとしながらも、いろいろな要因について述べる中で、主としてそれが親の精神医学的問題であろうとしていた。同じくケンペの手になる六八年の “The Battered Child” の中で、当初からのメンバーの一人であったスティール (B. F. Steele) は、これについての詳しい論文を書いてゐる。彼は子を虐待する家族についての五年がかりのインテンシブな研究において、児童虐待はその死を直接の目的とする子殺しとは別のもので、育児 (child rearing) の一形態でありその極度なあらわれとし、何がそれを起させるかについてたち入った精神分析理論を展開している。

その年齢が三歳以下で、ひどいケースに限った彼のデータでは、虐待する親の年齢は一八歳から四〇歳までで、最も多いのは二〇歳代、下層、貧困階級に特定されずあらゆる階級が含まれ、ゆえに貧困との相関はない。虐待の与え手は母親が多いが、それは子との接触時間がより多いからである。かかる家庭の夫婦関係は愛と幸福の安定した協力関係に支えられるのではなく、互に孤独を逃るために寄り合っているような状態である。その精神病理については单一ではなく、さまざまな精神病理カテゴリーが関連し複合している。自分が愛されていないという不安をその子に解消し、その子が愛の与え手であるかのような役割転位 (role reversal) が認められたりする。小さな子の能力を遙かに超えて期待と要求が大きく、自分の困難を子にプロジェクト、干渉トラブルの源泉とし、自身の問題に現実的に対応せず、子に向けて集中、攻撃することによって不安を解消しようとする。要するにその親は子のニードに全く関せず、自分のニードのみを中心におき、子のために自分があるのではなく、自分のため、自分のニードを満足させるために子が存在するとして、それに応じない子は報いなき子 (unrewarding baby) であり、厳しく罰されるべきである。

母性愛 (mothering) とは食べるやること、着物を着せるなど事務的、メカニカルな面と相手への思いやり、やさしさ、

あたたかさというデリケートな要素からなる母親らしさ (motherliness) の面との二つがある。虐待とはマザーリネスの破壊によってもたらされ、これに対しても機械的で冷感的な面の破壊が放置となる。たとえば子どもは自分の与えたものを今、必ず食べなければならない。思い通りに食べなければ直に子を打つ。食事は単に機械的であり、子のニードを配慮する情緒的な結びつき、マザーリネスがそこに欠如している。なお、子に対するこの親の態度としてのマザーリネスは女性だけでなく男性についてもいえる概念である。また、虐待する親は例外なしに自分自身が親によって虐待された生育歴をもつ。⁽²⁾ マザーリネスを体得する経験を欠くゆえに、マザーリネスは欠如しており、それが自分の子への虐待として復元される。スタイルの精神分析理論はさらに展開されるが、以上をその主要点としてよいであろう。

五 原因への探究（2）

児童虐待の原因論にかんする考察は六〇年代前半におけるそれと、以来二〇年間、数多くの研究成果が出揃った八〇年代のそれと合せてみて、きわだった進歩がなされたとはいえないようと思える。單一原因の探求という一次元的アプローチから多様な影響源を考慮にいれる複合的因子の探求としての多次元的アプローチへ、個人の精神病理という狭い限定にたつミクロ的アプローチから、社会総体の状況を含めるマクロ的アプローチへの大きな進展がなされたことは確かである。しかし関連因子とされるものについては、そのほとんどが初めから何らかの形で触れられており、これこそという新発見といふものはないようである。確かに問題に対する理解は豊かになつたが、それだけ複雑になつたといえる。それが研究の進歩なのである。

先にみたように虐待の定義そのものにもいろいろ見解があり、不確定である。研究によって虐待とともに放置が含まれていたり、特定の虐待に限られていたり、対象も研究者の便宜的な選択でまちまちであり、調査法も臨床的直観や不統一なケースレコード、非標準的面接による探求が多く、明確な仮説のテストを目指す調査研究であることは極く少な

い。近年、コントロール・グループを含む調査設計によるものもできているが、これも際立った成果を生みだしているとはいえない。それぞれ研究者は、それまでの研究成果を適当にもちこんで、自分の立場からコメントし、自身の研究成果から主張し得ることを付け加えているといったところである。

要するに一つ一つ問題の側面が明らかにされ、一つ一つ確実な成果が積みあげられ全貌が明らかにされてきたといえないようだ。こうした状況の中で何らかの整理を試みてみる。まずこの問題の重要な事項を列記してみると次のようになる。

- (1) 親 児童虐待は親の特殊な行為である以上、その主役である。
- (2) 子 子に向けられた行為であり、子はもう一方の主役である。
- (3) 親子関係なしし相互作用 親子両者は相互に刺激・反応し合う状況にあり、両者の関係・相互作用の問題である。
- (4) 家族 その親子関係を包摂する家族関係の全体
- (5) 家族の生活状態 経済的状態やその他の生活条件、および家族内の出来事、
- (6) 社会・文化的背景 家族全体、各メンバーに影響する条件。社会の中の家族であり、社会は家族のあり方を規定する。

(1) 親

当初の研究は、親がわが子をそんなにもひどく虐待するというこの現象は、普通の人の考え及ばない異常なこととして、その研究焦点は専ら親に向けられ、親の異常と規定し、親の精神病理とされた。しかし、すでにケンペ（一九六二年）のときに、親の精神病（psychotic）が原因と特定されることほどく一部に限られることが指摘されていた。ファラーハーはそれは五パーセント以下にとどまるとしている。⁽³⁾ そうなると虐待する親とそうでない親と、精神病理的状況について

て区分すべき特徴があるのかないのかとなるが、この種の親はペーソナリティ・ディスオーダーとして特徴づけられることが多い。ペーソナリティ・性格における欠陥であり、これについて研究者たちのいうところを以下列記してみる。

ケンペ自身の手になる、110年の研究成果としてまとめた“Child Abuse”では、その多くの親たちが問題に対する思考能力、処理能力に欠け、成人生活を適切にやり遂げる能力が不十分で、未熟であり、衝動的な性格のもち主であるとしている。⁽³²⁾ ロース (F. Roth) は自尊心が低いことをその典型的な性格の第一にあげ、アラン (L. J. Allan) は衝動をコントロールできぬ性格、極度な自己中心性、思いやり (empathy) 欠如、力の行使以外の育児法を知らないことなどをあげる。⁽³³⁾ またスピネットタ (J. J. Spinetta) はそれまでの諸研究をまとめて、攻撃衝動を余りにも容易に発動させる性格構造における欠陥と誤った育児観念をもつ」とをあげている。⁽³⁴⁾ ファラーは「の親たちの共通ペーソナリティ特性として、自尊心が低く、自分を無価値、無能力、悪とみなし、過度に依存的で未熟であり、他人はすべて自分のニードのみたし手としてのみ存在するとする自己本位性が強く、スペーエゴ機能における欠陥、すなわち極めてかたくななスペーエゴ構造をもち、衝動的で抑制がきかない」としている。⁽³⁵⁾ カドウシンは、自尊心低く、固く、支配的、衝動的なペーソナリティで、激しやすく (low-boiling point)、問題処理能力や対人関係能力の劣ること等をあげている。⁽³⁶⁾ なお以上のペーソナリティ特性として含められないが、それに関連する一つの重要な要素として、虐待する親は自身の幼児期において親によって虐待されていたことがある。

この被虐待体験は当初より有力な仮説として存在し続けてきたもので、多くの研究によつて明らかにされてきたものである。コテルチャック (M. Kotelchuck) によるコントロール・グループを設定した丹念な調査で、彼らの児童期における虐待・拒否の体験が、後に述べる社会的疎外・孤立化 (social isolation) と並んで二大原因の一つである」とが証明されている。⁽³⁷⁾ 損われた幼児期は健やかなペーソナリティ成長を阻害し、ペーソナリティをイビツにするとともに

育児についての適切な知識を欠如させる」とになる。かくして虐待する親の特性は衝動的で攻撃性抑制困難、そして育児知識欠如ということにならう。

(2) 子供

次に被害者としての子供についてであるが、何らかの特徴点があるかどうかという問題である。まず一般的なこととして年齢、性についてであるが、いずれも虐待の程度・範囲、対象の特殊性によって違があるが、いく大さっぽにいえば、低年齢児が多く、いずれかというと女より男に多い。ひどいケースは三歳以下の乳幼児に集中するが、これは攻撃を受けとめる体力が子供に備わっていないことも関係する。

パーク (R. D. Park) は、すでにフォンタナ等によつて明らかにされた、その家族における子供全体の中から虐待される子が選びだされる事実に注目し、子供が虐待をひきだす特定の身体的、行動的特質を有しているという子供の虐待についての能動的役割について言及し、新生児とくに未熟・低体重児は健やかさに欠けるその状況によつて、またいへそりの世話を要するという負担によつて虐待の可能性を大きくするとする。かねてからいわれてきたことは、未熟産低体重児、病弱・障害を有するなど、何らかのハンディのある子が多いということである。また、欲せられた子かそうでない子 (unwanted) がもしかかるとされ、親の望む性や容姿、心身の条件をもたない子が虐待の危険を含むとされている。虐待をひきだす子供の側の問題として、その他、子の活動性が関係し、また多子のあとの余分な新生児などの状況を含めていいる。⁽³³⁾ フアラーはアクティブ過剰、過敏すぎる子について述べている。ケンペは欲せられ、アトラクティブな子は親に愛される子になる可能性が高く、その反対は虐待の可能性が高くなるという。ケンペによると、親は生まれた子の性を知り、その姿を見て、親は子に対するイメージ、子に対する態度を形成する。親の期待に沿う子、あるいは期待をいだかせる子、すなわち肯定的な感情を抱かせる子は、アトラクティブでラバブルな子となるが、その反対の場合は、子は喜びの源泉でなく失望の源となるとする。また心身に問題のない子で育てやすい子は問題が少ないとして

いる。(4)

(3) 親子相互作用

児童虐待は親の特殊な行為であるが、子に向けられた行為であることによって、子の特性について考察した。カドウシンはほとんど親に集中する研究の多い中で、とりわけ子供の方の要素に注目し、この面の研究成果を整理しつつ、親子の相互作用として問題を捉え、研究を展開している。彼によると、児童虐待において子は親からの一方的行為の全く受身的存在でなく、それを誘発し、これを維持発展させるアクティプな役割を果たすという。彼は児童虐待は一方通行 (unidirection) ではなく、双方が刺激の発信者であり反応者である両方通行 (direction) であることを強調する。⁽⁴⁾ 先に述べた親のバーソナリティ特性、攻撃性にしてもそれが子に向けられて虐待問題となる。同じように低体重児など子の心身における問題もそれが親に否定的に受けとめられて虐待問題に進展するわけである。親と子のそれぞれの問題的特性は両者が互に関連され相互作用としてダイナミックに考察するのがより適切である。前述のケンペは、子の状況はそのものとしてではなく、親がそれをどう受けとめるかといふことであり、それには親の期待が関係するとした。要するに児童虐待は親子相互作用として考察されるべきであるといふのである。

児童虐待も特殊な親子関係、親子相互作用であるといえる。ケンペは親というものについて、極めてよき親か、その反対の極としての悪しき親へのスケールとして考えている。親たる」と (parenting) は子のニードを認識・理解する能力を意味し、その能力にすぐれ、たとえ自己 (親自身) のニード充足が大いに妨げられる子のニードが満足されているという意識において、親である」とする親をよき親とする。これを程度の問題として考え、また子の状況における違いと結び合せて考える。すなわち親であることの要素のすぐれた親は、子が極めて世話の困難な問題をもつ子であっても十分な養育ができる。反対に親たる要素の少ない場合、困難の程度はずつと少なくても世話は不十分になり、虐待に及ぶこともある。虐待する親の一つの特性は自己中心性と云ふことであったが、これは子のニードを無視す

る親子関係ということである。一般的に、子が健康で問題がなく、育てやすく、思い通りの子で親の期待にこたえるような場合、親たることはうまくいき子育ても順調にいく。

(42)

親子相互作用としてパークは子供の姿や状態、親に対する反応が親の期待に反する場合、たとえば活発さを期待する親に対しておとなしすぎる子、反対におとなしさを求める親に活発すぎる子といった喰違いなど、親をいらださせ虐待の可能性を生みだすとし、より年長の子については、隕のプロセスにおいて子がそれに反応するパターンが虐待を生成持続させるとし、一方が提供する刺激に他方の反応が刺激としてはね返り、虐待がエスカレートしていくとする。親と同じく子も刺激の与え手であり、虐待問題は親子双方が事件のコースをアクティブに方向づける結果であるとするカドウシンは、受身的存在とされる子供は、実は他人からはたらくかけによって形づくられるとともに他人の行動を形づくるものであり、子は親の行動を改良し、規制し、条件づけ、それによって自からの環境を自分でつくりだしているとして、その能動性を強調する。この立場から彼は、虐待問題対策は親の治療や家族支援対策とともに、虐待を誘い出し持続させる要素となる行動の種類について知り、子の行動が改良させるよう援助することの必要というユニークな提言をしている。

」のケンペラとともに多くの研究者に指摘される子の年齢、発達段階、能力に比して余りにも高すぎる子に対する期待、子供といふのは「ういうもの、かくあるべきものとするかたくなな考え方の堅持は、当たり前にある子供の行動を許さず、かく鼓舞う子は悪い子とみなす。赤ん坊は親のいう通りにならぬのが当然であるが、親はそれが当然とは理解できず、「できない」(cannot) を「する気がない」(willnot) とし、自分に対する惡意・反抗として受けとめる。泣き続けたり、食事を思い通りに食べなかつたり、便をしきじつたりすると、不安な母親は自分を困らせる意図的な企みとして受けとめ悪行動の始まりとして厳しく対処する。

」のよう親子関係として虐待問題を考察するとき、子の隕、訓練ということとの関連が述べられなければならない。

「鞭を惜しむば子供を畜無しにすれ」(Spare the Rod and Spoil the Child) はわが国でもよく知られた諺である。児童虐待問題の研究者の多くが abuse と discipline の区分の困難について述べている。訓練といふことを体罰といふことだがで、厳しい訓練、厳しい体罰と虐待との関係が問題となる。

また、これに関連して先にも述べたように暴力の概念も登場する。マーチン (J. P. Martin) やダルスは児童虐待を家族内暴力 (family violence) の一つ、すなはち親の子に対する暴力として捉める。マーチンはすべての社会において親の義務とされる子供の社会化、羣における体罰の必要性として虐待問題を説明する。虐待には衝動的なものも一部在するとしても、多くは訓練のいきすぎであるとするのである。⁽⁴⁵⁾ この場合、子供の行動の改変という羣を目的とするゆえに、虐待はこの目的的行為の結果となることになる。これについて、またペークらは育児法には体罰に重きをおく所罰的育児法 (punitive child-rearing) があり、児童虐待は子の羣のために必要な体罰であるとされるいふ点にて促進される面がある⁽⁴⁶⁾。やがてこれらは決して虐待とばかりのではなく、厳しい羣にほかならないとして正当化される面を有するというのである。

(4) 家族

以上、親対子の相互関係における児童虐待の考察であった。この場合、その親とその子というダイアラックとしてのみ考えられている。しかしそれが家族内に起っていることを考えると、他の家族メンバーとの関係や家族生活全体といふものとの関係が問題となろう。

両親と数人の子供という典型的な家族を考えると、虐待の与え手は、多くの場合、一方の親であり、そして受け手は、一人の特定の子供であることが多い。この限り特殊なダイアラックとしてよいが、虐待が生成、持続する以上、他の家族メンバーはそれを可能にする、あるいはそれを抑止できない要素を含むことが推察される。ケンペは虐待の主役は母親であることが多いとしたが、たとえばその場合、もう一方の親、夫はどうなのであろうか。また夫婦として両者はどう

なのであらうか。

ファラーは虐待が家族のコンテキスト内での出来事であるゆえ、家族ダイナミックとして捉える必要があり、虐待に関連する概念として両親共謀 (parental collusion) と身代り・犠牲 (scapegoating) をあげている。前者は一方の親の虐待行為を黙認することによって進行を阻げず、また積極的に促進する役割を果たすということであり、後者は夫婦不和などトライアルで子が標的となったり、妻は強い男にはかなわず、その腹いせといったものを弱い子に向け攻撃するなどである。⁽⁴⁸⁾

パークはこの関係をより詳細に展開し、たとえば父親が子をののしり、母親が手を出すとか、母親がうるさく言う、とで父親が子を打つとか、イライラした母親は子をおさめあれず、さらに子をいらだててしまい、父親が扱えきれずにして子に怒りを爆発させるとか、いろいろな状況を図式化していく。あた一方の養育者が確立した子に対する関係のペーター（虐待的関係）が他の養育者の子に対する関係のペーターに影響することもあり、そして兄弟も、虐待に選びだされた子が虐待されることをよしとし、虐待を促進する仲介的な役割を果たすことがあるという。⁽⁴⁹⁾

児童虐待を家族問題とするとき、家族の形態や種類、すなわち核家族か拡大家族か、両親家族か一人親家族 (one-parent or single-parent family) か、血縁家族 (natural family) か養子あるいは里親家族かといったことが問題にならう。研究のほとんどは核家族として論じられてこねようであるが、パークとファラーは、児童虐待は核家族という状況と関連するとしている。パークは拡大家族の場合、マザーリングのスキルをそこから吸収し得る適切なモデルをもち、また子に対する不適切な扱いは、それがエスカレートする前に適切な扱いに改良し得、虐待の抑制に機能するという。⁽⁵⁰⁾

ファラーは継父母の場合、虐待・放置の可能性は高く、一人親の場合も、暮らしをたて子育てを全うするには一人よりも一人であることがより重圧となり虐待の可能性は高まるとする。⁽⁵¹⁾しかしこれについての確かなデータはなく主張も分れる。すなわちケンペなどは一人親の場合、かえって虐待は少ないとする。両親が形のうえで揃っていても、サポー

ティップでない夫婦である場合、反目、闘争の夫婦関係は家族の生活を悪化させるばかりで、子供に対する虐待の可能性は高まり、相手のいない方がましだという。⁽⁵³⁾

一つのこととして、ファラーは若者^{若者}の未熟な親 (adolescent parent) も問題だとし、コテルチャックは正式の婚姻関係にない場合や、長く安定した結婚生活のない歴史の浅い家族に危険が多いとしている。⁽⁵⁴⁾

六 家族——」の複雑怪奇なるもの

以上、児童虐待問題を親の子に対する特殊な行為から、子もそれにある役割を果たす親子相互作用として、さらにこのダイアラードを成立させる土台としての家族というものにかかるらしめて考察してきた。前述したようにゲルスやマーチンはこれを家族内暴力の一つとしてとりあげるが、彼らの重要な主張点は家族内暴力は稀で特異的現象でなく、家族という集団そのもの特質に結びついているというところにある。

家族とは夫婦関係を中心とする近親者から成り立つ集団である。人は家族の中に生まれ、育ち、成人して新しい自分の家族をつくりだす。夫婦関係によってスタートする家族は子の出生によって血縁集団として確立されるとともに、居住をともにする共同生活によって、限られた数のメンバーは極めて緊密な、運命を一にするほどの集団となる。家族は外の世界から画然と区分され分離されるユニークな世界を形成する。それは他の人間が自由に出入りできない私的領域であり、家族は閉された社会、密室である。この親密な集団は他の外界がどうであれ、喜びと安らぎをあたえ人を安定せしめるとともに、子供は世間の荒波からガードされ、家という固い砦において安定した成長発達を遂げることができる。かくして家族は人間にとて、とりわけ子どもにとって最善のもの、不可欠なものとなる。

しかしながらである。「家族は大多数の人びとが属する最も親密な集団であり、一番よい場合は力と楽しみの尽せぬ源であるが、この親密さゆえに人間関係における最悪のものを強めることもまた可能にする。」かくして「家庭はと

りわけ女性と子供にとっては危険な場所ともなる。」これはマーチンの“Violence and the Family”的冒頭の言葉である。またゲルスは次のように述べる。「社会集団としての家族のユニークな特質は、……一方においては家族をあたたかい、サポートタイプな、インティメートな環境とする可能性を含みながら、一方においては暴力が発動し無制限にエスカレートする可能性を強める組織にもまた貢献する」と。さらに彼は述べる。「家族は伝統的に愛、平和、静穏の本拠とされ、家庭生活は本や映画やテレビによって最善のあり方として理想化されている。」そこに暴力、虐待といふことは普通には起らざり得ないとされ、起らした場合、それは極めて稀な異常なこと、例外として無視されてしまう傾向がある。マスコミは家族内暴力を犯罪者やならず者による行為として描くことが多いに事実の認識をあやまらせきた。社会科学者にしても家族研究をもっぱら「静かで安らかな家族」(tranquil family)の面に限って考察し続けてきた。しかし事実は、暴力や虐待はその特異現象ではなく、ノーマルな家族生活⁽⁵⁵⁾すなわち家族というユニークな社会集団そのものの特質に結びついて生じる普遍的な現象である。次にあげる、同じくゲルスの家族にかんする11のポイントは、家族が単純明快でなく、かえって複雑で問題を含む構造を有するところを教えてくれて参考になる。

- (1) 成員間の接触時間が長い。
- (2) 共にする行動の種類が多く範囲も広い。
- (3) 他の成員にかかる深い。(成員の行動を他人の「もんもん」して放置できな)
- (4) 成員間の相互作用は本来、葛藤を含むもの(conflict-structural)である。(個人生活でなく共同生活である「もんもん」よつて、たとえばどのテレビ番組を見るか、勝者と敗者がある)
- (5) 家族に所属すると「もんもん」とは、他の成員の事柄に介入し、その価値、態度、行動に影響を与え得る暗黙の権利を有するものとされる。
- (6) 年齢と性の違い。世代闘争、男性女性間の闘争の場である。

(7) 能力や関心によってでなく年齢、性の差によって役割や責任がきめられている特有の集団である。

(8) プライバシーが保持され、外の世界の耳目、またしばしば社会のルールからも隔離されている。

(9) 排他的集団で、不本意であっても出生による親子関係は終結することはない。家族の一員であるということは、個人的、社会的、法的なコミットメント、拘束を含み、コンフリクトが起こっても、その場から逃れることができない。

(10) ダイアハッドな関係は不安定なものであって、家族の中にストレスが生じやすい。そのうえ、家族は子の出産、成長、親の老化、死亡等々絶えず状況を変化させ、新しい事態はストレスを生む。また一成員のストンス（たとえば失業による夫本人の悩み）は他の家族成員に波及しストレスを生む。

(11) 親密でありすぎること、すなわち相手を知りつくしていることは、関係の維持発展に貢献するが、逆に相手を攻撃し、闘争に導くことにもなる。

家族は無類のインティメートな集団である。しかしそのインティメートもそのものが、不安定要因となりストレスを生むものである。家族における出来事は、新しい対応を必要とする危機としてストレスを生み、一成員の困難や問題は全家族に影響をあたえる。家族はデリケートで、ストレスにみちた集団である。さらに重要なことは、親密さに加えて社会からの隔離性がある。外で他人を殴りつけることは犯罪行為として社会が関与し、抑制されている。家庭の中で親が子を殴りつけることは親密さによって容易となり、また社会が干渉することもない。密室の中の出来事は誰も止めることはできないし、第一氣づかれることがない。家庭こそ、むしろ暴力発動のことなき場ではないか。

ゲルスはその証として、児童虐待が年間五〇万から一〇〇万件に及ぶ大量現象となっていること、殺人事件にしても、たとえば一九七二年アトランタにおける殺人件数二五五件のうち三一%が家族内トラブルから起り、全国データでも二〇パーセントから四〇パーセントとかなりの比重をしめ、警察官の出動も家族間のトラブルによるものが最も多い事實をあげている。⁽⁵⁸⁾またウイリアムズ（G. J. Williams）は子に対するひたむきの愛、家庭の至福というロマンチック・

フィクションはケンペによって打ち砕かれ、殺人の二一五ペーセントが家庭で起り、その半数が配偶者、三分の一が子に對して起つてゐるというF B Iデータをあげ、その他夫婦間、親子間ににおける暴力頻発のデータを示している。⁽⁵⁹⁾

マーチンは家族を力関係という觀点でとらえ次のように展開してゐる。家族メンバーは常に相互に力の關係によつて規定される。すなわち子供に対する大人、扶養者に対する稼得者、病弱者や老人に対する健康者、すなわち弱き者に対する強き者の力、支配である。この不可避的な不平等ないし不均衡は、愛情の結びつきや許し合う家族生活 (tolerable family life) の維持のための共同ニードによつてバランスがとられている。しかし、もし力ある成員の期待がみだされなかつたり、願わしい反応を相手から絶対得ようとする場合、その力を行使する事が起つるとする。⁽⁶⁰⁾

七 児童虐待と社会

かくして児童虐待問題は親個人からスタートして、親子関係へ、そしてさらにそれを包摂する家族全体にかかわらずして考察された。家族という集団の一つの大いな特質は、社会の中に独自な領域を画する私的世界、密室であるということであり、そうしてこれが児童虐待に関連する要素であることが明らかにされた。しかし家族は、社会の中の独自な私的領域であるとしても、社会の中の、社会における家族であつて、その時代その社会の影響から逃れ得るものではない。むしろ家族はやがて社会に影響、規制された社会的存在である。このことから、家族内の出来事として家族の性質が問われるべき児童虐待問題も、そこに作用する社会の力、影響というものがありはしないかということになる。虐待の起つた家族には、家族をそれに陥りいれる社会の力がはたらいているとみるべきである。かくして児童虐待問題は、家族を越えて、より広い社会的視野のもとに考察されなければならぬ。

(1) 暴力は認文化

児童虐待問題を社会的視野で捉えるとき、一つには、力の行使を正当とし、あるいは許容する暴力は認めた社会といふあ

の存在が問わなければならない。ジル (D. G. Gil) は連邦児童局のイニシアティブと援助を得て行なった全国調査（一九六七～六八年）の考察から、諸要因をあげる中で、第一にあげているものは、親が子に対して力を行使することの文化的承認ということである。育児における物理的力の行使は、新聞、ラジオ、テレビ、ポピュラーな読み物、また専門的な出版物によって、それとなく巧妙に、あるいはあからさまに促進されており、学校や児童関係施設、少年審判所においても子供はその被害をこうむっており、かくして子供がケアされる場である家庭において極端なことが起こつても驚くにあたらないといい、それはアメリカ社会の風土病だとする。⁽⁶⁾

児童虐待を家族内暴力の一つと規定するゲルスやマーチンもこの見解に全く一致し、それが暴力是認の社会との関連において生ずるとする。ゲルスは家族における暴力の許容規準はアメリカ社会の暴力に対する一般的規準を示すとして、アメリカの五〇パーセント以上の家族が拳銃を保有し、七〇パーセント以上の人びとが男の子は大きくなれば少しは殴り合をする」とも必要であるとし、約半数の人びとが学校の先生は訓育のために必要に応じて子を打つ権利があるとし、躾のために子を打つことは親の義務であるとする考え方はごく普通で、また六〇パーセント以上の人びとが死刑を是とするなどのデータをあげている。⁽⁷⁾

マーチンは家族内暴力すなわち家族関係における力の行使のあり方は社会的に規定されるとし、それが他の暴力、たとえば社会における犯罪的暴力と正の相関を示すという。そして子に対する親の力の行使は、子の社会化責任をおう親の目的遂行の正当な手段であり親の義務であるとする強い一般的風潮があることを重視している。⁽⁸⁾

旧約聖書箴言（しんげん）第一三章二四に、「鞭を加えない者はその子を憎むのである。子を愛する者はつとめてこれを懲らしめる」とあり、二三章一三には「子を懲らすことを怠ってはならない。鞭をもって子を打つても死にはしない。鞭をもって彼を打てばその靈魂を陰府（よみ）より救うことができる」とある。Spare the Rod and Spoil the Childはわが国でもよく知られた諺である。これはなお過去の遺物ではなく、キリスト教国において長い歴史を生きぬき今日

も生き続けている。力の論理、暴力の是認は西洋社会の風土というべきものであるが、ゲルスもジルも、とくにそれがアメリカにおいて顕著だとする。子の体罰の容認と社会におけるさまざまな形での暴力許容の文化は、児童虐待を生みだす幅広い土壤を形成しているのである。

(2) 貧困

児童虐待の今一つの社会的要因は貧困の問題である。かつて児童虐待は貧困階級に限った特殊な問題とされ、この意味で貧困が原因と考えられていた。しかし児童虐待問題がクローズアップされたこの現代、貧困が児童虐待を生みだし、児童虐待は主に貧困・下層階級の問題であるとする」とについては意見が対立している。ケンペは最初の論文で、それが下層階級に限らずあらゆる階層に存するとしたが、ケースの多発とともに階層を越えた問題である」との、彼の発見によつて、児童虐待問題はアメリカ全体の社会問題になつたともいえる。

貧困階級に限定されないとどういとはスティールによつても強調されるが、初期の諸研究、とくに医師、精神科医のものはこの線に沿つてゐる。J. J. ハーリーは貧困は児童虐待の要因でないという見解を確立させ、最近にいたつても、たとえば、既存の原因にかんする諸研究を再検討する中で心理学者スピネット (J. J. Spinetta) は下層階級の親がすべて児童を虐待しているのではなく、また中産階級にもこれが存在している事実から、児童虐待は貧困によって説明できず、他に原因を求めるべきとして、これを捨て去つてゐる。⁽²⁾こうした見解は同様の立場にたつ人びとの間に共通して極めて根強い。

ペルトンは社会問題を個人的欠陥とする考え方アメリカの専門家、社会科学者に余りにも多く、児童虐待問題も不相応に心理的問題として扱われ、社会経済的見解は無視されてきたと批判し、社会経済的見解に立つ研究者を結集し、“The Social Context of Child Abuse and Neglect” 1983 を著した。ペルトンにとって児童虐待の最大の問題は貧困であり、貧困はそれ自体子供に有害であるという基本的見解を表明するとともに、それが児童虐待に発展するストレ

スを生むばかりでなく、問題をエスカレートさせる環境的条件を準備するとする。彼は次のようなデータをあげて訴える。

ジルによる一九六七年全国調査（前述）ではケースの六〇パーセントが現在あるいは過去に福祉を受給しており、四八・四パーセントが年収五〇〇〇ドル以下（当時全アメリカでは二五・三パーセントに対する）で、またアメリカ人道協会（AHA）による一九七五年一万二七六六ケース調査では、ほぼ半数にあたる四九・六パーセントが五〇〇〇ドル以下で、六五・四パーセントが七〇〇〇ドル以下、四〇・一パーセントが福祉受給で、全アメリカのメデアンが一万三九〇〇ドルに対し、児童虐待家族は五〇五一ドルで、虐待と貧困との相関は明らかである。⁽³⁵⁾

一九七七年、ペルトン自身によるヨージャシーにおける一〇〇ケースの調査では、ケースの八一パーセントが現在ないし過去に福祉を受給し、七九パーセントが七〇〇〇ドル以下で、大部分が貧困かそれに近いことが明らかにされたとする。もろこし放置は虐待の二倍以上の発生率であり、虐待以上に貧困に関連するといふ。かくして虐待も放置もいざれも貧困によって生みだされる、すなわち貧困関連ストレッス（poverty-related stress）に由来するのであり、そこから生みだされる怒りが虐待に向うのに対し、放置に向うのは絶望であるとする。

アントラーは貧困、階級問題を不適切な親（poor parenting）にすりかえ、中産階級に児童虐待の存在する」との強調はケース頻発の下層階級、貧困問題から目をそらさせる謀略であると厳しく批判する。⁽³⁶⁾

ホロウイツ（B. H. Horowitz）はニュージャシーにおける児童扶養手当（AFDC）受給家族について、コントロール・

グループを設定する丹念な研究において、児童虐待家族は貧困者の中でも、いつそう貧しい環境条件に生活する極貧層であること、また物的不足のひどいほど虐待の程度もひどいことを明らかにした。⁽³⁸⁾ コテルチャックはボストンの児童病院医療センターにおける同じくコントロール・グループを設定した調査において児童虐待家族は、全調査対象平均が六二八ドルの収入に対して二三六ドルと極めて低く、極貧であるという同様の事実を明らかにした。またジョンソン（B.

Johnson) のデノバー福祉部調査一〇一ケースの分析では、父親がフルタイムで働いているのは三分の一のみであって、三分の二が福祉受給で虐待家族が極めて貧困であるとしている。⁽⁷⁰⁾

先にペルトンは貧困そのものが子供にとって有害であるとしたが、ガーバリノはそれが子供のみならず大人にとっても悪であるものの社会的指標とする。以上みたように明らかにされた貧困と児童虐待との相関は、貧困がストレスを生み出すという点によつて説明される。マーチン (H. P. Martin) は家族の生活に恒久的なストレスを生むものとして第一に貧困をあげ⁽⁷¹⁾、ガーバリノは貧困は家庭生活における大きな脅威であり、それが社会的低下ないし困難状況 (social impoverishment) をつくりだし、親子関係を摩耗させ子を擁護し支援する関係と行動を台無しにさせてしまつとう。⁽⁷²⁾ それぞれの家族が、その生活を維持し、子育てという大事業を全うするのは大変なことである。明らかに貧困は生活とともにそれに関連して子育てを困難ならしめるものである。

(3) 社会的孤立化

加えて、児童虐待の有力な原因としてあげられるものとして、親自身の被虐待体験と家族の社会的孤立化 (social isolation) の二つがあげられる。前者は早くから注目されていたものであり、後者は近年ますます強調されてきたものである。コテルチャックの研究は、これこそ児童虐待問題を解明すべきコントロール・グループを設定した精密な調査であったが、これによつて明らかにされた特筆すべき項目は、親自身の児童期における虐待体験と社会的孤立化との二つであった。後者について、コントロール・グループとの明らかな差として、児童虐待の母親はフルタイムで外に働きに出たことがないというのも、外の社会とのかかわりの稀薄さ、すなわち社会的疎外、孤立化の指標とされる。さらに彼は、ストレスが児童虐待を生むが、それに対する対抗力との関係で考えられるべきもので、それは個人としてよりも社会的連関において、すなわちコミュニティ・サービス・システムとの関連において考えられなければならないとする。⁽⁷³⁾ またファラーは虐待家族が親戚・知人等のインフォーマル・ネットワークをもたず、コミュニティ

イ活動に加らず、社会機関の介入もこれを排し、コミニティから孤立する傾向のあることを述べている。⁽⁷⁴⁾さらにカドウシンも、児童虐待の社会的側面として、貧困等社会経済的状況とともに、家族の社会的疎外、サポート・システムの欠如をあげ、またガーバリノは貧困者はサポート・システムのない貧困な地域に居住させられていると訴える。⁽⁷⁵⁾家族が孤立無援状況にあるということである。

(4) 現代社会と構造的ストレス

以上順次あげられた児童虐待要因の四項目（暴力は認社会、貧困、親の被虐待体験、家族の社会的孤立化）のほか社会にかんする二つの基本的な側面がある。一つはジル、ゲルス、マーチン、メイ等によって指摘される子供の力関係における劣等あるいは低い地位ということがあげられる。⁽⁷⁶⁾とくにメイは貧困以上に重要な要素としてこれを強調している。子供とは結局において、力関係においては弱者である。

もう一つはジルによって強調された現代社会の個人主義的競争原理による圧力である。彼はかつて一九七一年論文では暴力は認社会における児童の低い地位と貧困を最も主要な要因としたが、八三年論文では、この競争原理ということをあげ、つとめて強調した。彼の論理は、それが人びとを非人間的疎外感に追いこみ、外の世界からのさまざまなリスクやストレーンが、安全な家庭において非力である子どもに対する暴力として解放されるのである。⁽⁷⁷⁾競争原理の支配は下層階級のみならず中産階級以上も含めて全国民に及ぶゆえに、それら上位の階級においても児童虐待が頻発する。しかし手段をもたず、さまざまストレスに悩む下層、貧困階級において、この圧力はいつそう厳しいものとなる。こういう展開となるとき、われわれはマートンの構造的ストレス、逸脱行動の社会構造理論を想起する。⁽⁷⁸⁾ジル自身はマートンについてふれていないが、児童虐待と貧困との相関を主張する研究者の中で、ゲルスはそれに言及している。⁽⁷⁹⁾児童虐待という逸脱への圧力は、貧困・下層階級にいっそう厳しく作用するのである。

中産階級はその逸脱への圧力に抗し得る力において下層階級より優位である。頼りになる親・知人のインフォーマル

なサポート・システムに恵まれ、コミュニケーション活動への参加による社会性と安定感を獲得し、その知識と経済的手段によつてフォーマルなコミュニティ・サポート・システムを利用することができ、さまざまな資源に恵まれてゐるからである。

かくして児童虐待はさまざまな諸要因の複合によつて発生する。問題を簡明にするために、最もそれを起こしやすい状況を列記してみると次のようにならう。

- (1) その家族は貧困で生活が安定しない。
 - (2) 親自身も不幸な児童期を過し、親から虐待された経験をもつ。
 - (3) 親は情緒的安定に欠け、イライラすることが多く、憤満を抑え、処理することができない。
 - (4) 夫婦はサポートでなく、一致協力して家庭をつくりあげる態勢に欠ける。
 - (5) 自分中心で、子供というものについての理解がなく、子供のニードを考えない。
 - (6) 力の行使を育児の主要方法と考えている。(寝小便を直すためには痛い目にあわす。それでも駄目なら次はもっと痛い目にあわすしかない。)
 - (7) 子供自身にも問題があり愛される要素が少ない。
 - (8) 家族あるいは家庭生活の中に、さらにストレスを強くるトラブルが起ころる。(夫の失業というような大事件から、たとえばH・P・マーチンがいう洗濯機の破損のような些細な出来事まで⁽⁸⁰⁾)
 - (9) つき合がなく、助けになる知人等をもたず孤立無援の状況にある。
- マーチンは、「誰しも子に危害を加える可能性をもつ」とし、ケンペは「虐待する親は怪物ではなく、大多数は親としての成功を深く気にかけている不幸な親たちである」という。親という悪魔があるのではない。親をそこに追いこむ状況があるのである。先の九つのポイントについて、それぞれ程度というものがあり、さまざまなその組合せで児童虐

待は起る。階級的見地にたてば、貧困階級は明らかに不利、すなわち児童虐待を起こしやすい状況にあらう。彼等は全般的な生活困難の中で、テンションを高める逃れ得ない親子対面状況を強いる狭小・不良住宅環境に閉されているからである。これに対しても、ゆとりがあり何かと親の欲求が他に満足される手だてをもち、よい住宅環境に恵まれ、頼りになる相談相手をもち、ベビー・シッターを雇える中産階級は、似た虐待の可能条件をもちらながら、それを回避することができるであろう。

(5) 解決への道

暴力是認の文化、個人主義的競争原理の支配、家族の社会的孤立化は現代社会の特質的状況であり、これを基本的背景として児童虐待があり、貧困によってそれは促進される。こうなるとの問題の解決策はどうに求めるべきであろうか。医師、精神科医、ケースワーカーはその親や子の治療に奮闘し、ソーシャルワーカーや社会学者は一般に、コミュニティ・サポート・システムの整備充実を訴える。しかしこれについては、七一年論文におけるジルの提案が最も包括的でかつ簡明である。詳述は割愛して主要点を示すと次のとおりである。

一 暴力は認文化の変革、とくに子供に対する力の行使を法的に禁止し、教育によって子供に対する態度、育児法を改善する

二 貧困等社会的条件の改革

三 家族を援助・サポートする社会的プログラム、サービスの整備充実（家族計画プログラム、結婚カウンセリング、保健、保育、ホームメイカーハウスの社会的サービス）

ジルは子供と同じように親もまた被害者であるという。児童虐待が貧困等社会的欠陥によるとする彼の立場から、これは当然のことである。彼は貧困問題が解決されなければ、他の一切の対策も無益であるとし、これを最重要課題としたが、七一年論文では、アメリカはそれを可能とする資源をもつゆえ、⁽⁸⁴⁾ とくにとどめた。しかし八三年論文では、

現代アメリカの資本主義体制、アメリカの根幹を形成するその社会的、経済的、政治的体制には、きりと目を向け、その体制の変革を訴える。彼によれば貧困も失業も暴力的構造 (violent structural) 現象であり、人間疎外、人間性と人間尊重の破壊は現体制の欠陥によって生み出されるものである。かくして彼によれば、児童虐待問題の解決は、われわれの非人間的暴力的社会を人間的、非暴力的社会に、すなわち、人間尊重の平等社会に変革することにならなければならず、現体制を変革する政治運動だということになるのである。⁽⁸⁵⁾

現体制に肉迫する制度改革を訴えるジルは、近年ますますアメリカがその逆方向に動いていると悲観的である。⁽⁸⁶⁾ そして恐らく児童虐待は、研究課題としてもあの燃えさかった七〇年代よりは八〇年代は下火になってゆくのではなかろうか。しかし八〇年代なかばに向うこの現在において、児童虐待は依然、コテルチャックが「今日のアメリカにおける当たり前の現象 (a common reality) である」⁽⁸⁷⁾ (一九八二年) という現実がある。以後、この問題はどのように展開するのであらうか。

おわりに

児童虐待問題は同時に家族の問題であった。われわれがこの問題の追求によって明らかにし得たものは、アメリカ家族の、ある意味で思いがけない局面であった。子供の健やかな成長発達を第一とし養育のあり方、家庭環境をそれゆえに重視し、児童福祉体制を整えたアメリカ児童中心 (child-centered) 社会は、いに崩壊する。社会におけるとくに子供を守るべきその家庭そのものにおいて、子供は力と地位の劣勢において、最も救いなき餌食 (the most helpless victim) であるところであった。

家族内暴力のもう一つの主役は妻に対する暴行、虐待である。われわれは児童虐待問題を家族問題として捉えてきた以上、重要関連問題としてこれに触れておかなければならぬ。ステイシー (W. Stacey) らによる、前述の子供が

「最も敵ふたる食事」であるのに対し、妻が「最も手近な食事」(the most visible victim)⁽⁸⁸⁾である。子供と同様に暴力と地位において劣勢である。暴力男性(violent male)の前に被虐待妻(abused wife)があり、打ちのめされた妻(battered wife)があり、さらなる市民権のおも用語となつてゐる。バッタード・ワイフの問題はバッタード・チャイナルドに一〇年遅れて七〇年代のそれにつぐ社会問題となつた。この課題と対策への取組みはイギリスが一步先んじて、アメリカにおけるその展開はその刺激による面もあるが急速に波及進展した。バッタード・ワイフの発生範囲は、児童虐待と同じく一般のアメリカ人が信じ難い広さで普及している大量現象だとう。⁽⁸⁹⁾ ケルスをして「結婚といふライセンスは妻を殴る」とまで言わしめるアメリカの現実——かくしてマイ・スィーム・ホーム、結婚生活における女性の至福は消滅し、レディ・ファーストで塗装された女性尊重社会は、先の児童中心社会とともに崩壊する。

ソリューションがわざだいとは、家族と強者の弱者との間には、家庭は暴力の世界となるべしといふいた。それは極論にすらなるとして、家族という従来のイメージを何らか修正しなければならぬことは確かである。はじめにわれわれは「児童虐待の再発見」といふ、その時期がソーシャルワークを貧困問題に復帰させ、ジョンソン大統領の「貧困撲滅政策」(the battle for poverty)を生んだ「貧困の再発見」に重なることを指摘した。有名なハーリントン(M. Harrington)の貧困告発の書『われらのアメリカ——合衆国における貧困』(The Other America: Poverty in The United States)⁽⁹⁰⁾、ケンブリッジの「バーティー・チャイルド」の登場と同じく奇しくも一九六一年であった。かくして「バーティー・チャイルド」がハーリントンの表現を借りれば、「われらの家族」(The Other Family)といふ告発書であったといえるのである。

以上はもはやアメリカにおける状況であった。国際的状況とわれわれ日本につけて考へると、この問題はむしろのどあらうか。これを課題とする国際会議が幾度も開かれていねりとは述べた。アメリカの他、特にイギリス、ドイツ、

オランダ、イスラエル等同じくこの問題は深刻であるという。またアフリカでは、社会変化の中で、人びとが旧来の土地を離れ新しい居住環境に移ることにもなって家庭内暴力が多発しているという考察がある。⁽⁸²⁾

スウェーデンでは一九七六年七月、少々の平手打ち (mild spanking) も含めて子供に対する一切の力の行使を法的に禁止した。これはわが国の新聞にも報道されて話題となつた。一方アメリカでは、些細なことで教師から一週間の入院を要する暴行を受けた生徒体罰事件の告訴をめぐる法的論争は、一九七七年、この体罰が憲法の虐待禁止の人権規定に抵触せず、違憲ではないという最高裁判決によって終結した。体罰は認のこの法的判決や多く変化しない世論と実状の考察から、識者たちはアメリカがスウェーデンのようになることなど、道はほど遠いと慨嘆している。⁽⁸³⁾

以上のような問題の状況の中で、わが国について考えるとき、アメリカにおける離婚問題や家族崩壊ということは、わが国におけるその近年の傾向と合せて「ピュラー」な話題ともなつてきているのにくらべて、この二〇年間アメリカ最大の児童社会問題であり、多くの先進諸国共通の問題として多大の関心を集めた児童虐待問題が、わが国において大きな話題とならず今日に到つてきるのは不思議ともいえる。もちろん何もないわけではなく、いくつかのこれに関する文献、翻訳もあり、また時として子供を折かん死させたひどい親の記事が新聞に載り、児童相談所ワーカーや養護問題関係者等はさまざまな虐待ケースを知っている。しかしそれは特殊ケースとして受けとめられ、関係者の間で大きな話題となり世論を醸起する問題になることはなかつたといえる。後期資本主義の体制、階級構造と豊かな社会の中での貧困、個人主義的競争原理の支配、家族の社会的孤立化等、すべて社会状況はアメリカと似ている。現代社会のさまざまなストレスは人間のあり方、家族のあり方に打撃をあたえ、家族の生活や子育てを難しいものにしている。アメリカと同じような虐待ケースは、わが国ではずつと少ないのであるうか、それとも埋もれているのであるうか。

カドウシンは古い時代の子殺しは、問題の発生源である児童の存在そのものを除去し児童人口を削減することによつて児童問題の発生を未然に防ぐ意味があつたことを指摘している。またその彼は、日本では毎年生まれる赤ん坊と同じ

数の生命が人工中絶によって抹殺されていることを述べている。⁽⁴⁴⁾ 戦後、優生保護法による人工中絶の合法化は、世界が目をみはるわずか十数年の短期間に出生率を半減させることに成功した。明らかに欲せざる子ばかりでなく、いざれかといえば欲せざる子もこの制度に便乗して闇に葬られた。このように欲せざる子と養育負担の多子の状況を未然に防ぐことが、親の育児負担を軽減し生活の安定に寄与し、児童虐待を未然に防ぐことにもなつたのであるうか。児童虐待の国では今、人工中絶の自由化が問題の一つの解決策として訴えられている。

しかし以上は勝手な推論かもしれない。もう一つの、よりはつきりいえることは、アメリカのような暴力是認の文化はわが国に存在しないということではなかろうか。映画やテレビ番組で暴力シーンは数々現れるが、人びとはそれはそれとして楽しんでいて、実生活の中にそれが根をおろすことはない。ときとして発覚する学校等における体罰には世論は極めて厳しい。羨のためにときとして子が打たれることはあっても、決してそれが育児の主たる方法ではない。カドウシンは、アメリカ人は日本で子が打たれるのを見ることがなく、しかも子供が聞き分けがよいのに驚いていると、アメリカとの対照として日本の育児法をもちだしている。日本では、やはり子を打つ権力は有するもののそれを発動することは少なく、子を一人にせず着ききりの中で子に言いきかせて子を方向づけていくとするのである。われわれ日本人の間では、日本の親子は密着しそぎ、子を甘やかしすぎ、羨が不十分で、夫婦中心で子を隔て、羨には厳しく、子の独立心を育てる西洋の育児法を学ぶべきものとしている。しかし日本人が評価するよりも批判的である親子密着の特有なこの日本式育児法をカドウシンは、「とりわけ学ぶべき」(especially instructive)とした。⁽⁴⁵⁾ これに関連して、日本家族のインテンシブな調査研究を行なったボーゲル(E. F. Vogel)が、日本の母親はその「魔力」によって子をわが身に引きつけ、母子一体的な親密な相互関係の中で適切に子を育て続けていく実状を、むしろ評価的に記述していたのが想起される。⁽⁴⁶⁾ 親子心中という世界的に特異な現象の多発、親の子に対するではなく、「家庭内暴力」としてポピュラーナ子の親に対する暴力の頻発は、こうした日本家族の特質に関連して追求される課題であろう。

河合隼雄は厳しく西洋父性社会に対し、「何よりもおもしろいのは、母性社会」として日本を特徴づけた。⁽⁵⁾ Spare the Rod and Spoil the Child が「何愛子はが旅をおもひ」よりも日本語訳にならない。何と眞事、ただただ名訳よりもしかなし。しかし何よりも日本の異なるところがあつた。この意味では譯訳であるかもしかなし。しかしのものが訳語とした時の事実より、よりとに日本の文化の特質を象徴していくところである。「泣く子と地頭には勝てぬ」として、子供は民衆にとっての絶対的な権力者と同じ地位をあたえられていたのである。何と子供にやる社会であつたか。明らかに日本が、表面的にはやだらうとしてアメリカよりは児童中心社会であつたが、日本の日本社会の中、その後の児童虐待の動向が、われわれの社会と家族のどのような変化に照らすものであるか。

- (1) R. E. Helfer & C. H. Kempe (eds), *The Battered Child* 1968 繊細の手立したのせやの第11版(一九七四年) ジャカルタ
- (2) G. J. Williams, & J. Money (eds), *Traumatic Abuse and Neglect of Children at Home*, 1980, p. 81.
- (3) C. H. Kempe, F. N. Silverman, B. F. Steele W. Drogemueler & H. K. Silver, *The Battered-Child Syndrome*, 1962 in Williams & Money (eds), *op. cit.*, pp. 84-96.
- (4) S. Antler, *The Discovery of Child Abuse in L. H. Pelton (ed), The Social Context of the Child Abuse and Neglect*, 1983, p. 39.
- (5) A. Kadushin & J. A. Martin, *Child Abuse: An International Event*, 1981, p. 4. ジャカルタドリーム・トーナメント一場、行家ヒューマン・配医療問題の中央、児童虐待の医学的新のトーナメント、マニラで開催された大が主導した同じく同様の見解を述べた。⁽⁶⁾ Pelton (ed), *op. cit.*, p. 42.
- (6) Williams, *Cruelty and Kindness to Children in Williams & Money (eds)* *op. cit.*, p. 80.
- (7) E. Elmer, *Fragile Families, Troubled Children*, 1977, Preface xvii-xviii.
- (8) Elmer, *op. cit.*, xiv-xvi.
- (9) Elmer, *Abused Young Children Seen in Hospitals, Social Work*, Oct. 1960, pp. 98-102.
- (10) Kadushin & Martin, *op. cit.*, p. 4. 「六十年代の児童虐待の新」 医学園係出題物八二四 精神医・心理・社会〇 法醫医学、児童虐待〔日〕一般出版物〔1971〕へだくわーく D. G. Gil & J. H. Noble, *Public knowledge, Attitudes and Opinions*

About Physical Child Abuse in the U. S. in *Child Welfare*, July 1969, p. 395. 本論文は児童虐待問題の知識に關する
ノート。児童虐待の専門家が該問題をどのように理解するか、児童虐待の半数以上が最近の動向についての知識を有する。
児童虐待の半数以上が最近の動向についての知識を有する。

- (11) V. G. Fontana, *The Maltreated Child*, 1964, pp. 10~12.
- (12) L. Young, *Wednesday's Children*, 1964, p. 45.
- (13) J. T. Weston, The Pathology of Child Abuse in R. Helfer & C. Kempe (eds) *The Battered Child*, 1974, p. 69.
- (14) K. C. Faller (ed), *Social Work with Abused and Neglected Children*, 1981, p. 15.
- (15) R. S. Kempe & C. H. Kempe, *Child Abuse*, 1978 p. 6.
- (16) *Encyclopedia of Social Work* '77, pp. 1115~1116. ト判 (S. Z. Nagy) による概述。学校、裁判所、福祉機関医療等に涉及する問題 (1877年) である。児童虐待の専門家が該問題を困難とし難い。
Martin, *op. cit.*, p. 5.
- (17) J. M. Giovannoni & P. M. Becerra, *Defining Child Abuse*, 1979.
- (18) D. G. Gil, The United States Versus Child Abuse in L. H. Pelton (ed) *op. cit.*, p. 295.
- (19) Giovannoni & Becerra, *op. cit.*, pp. 82~83.
- (20) R. J. Gelles, Problems in Defining And Labeling Child Abuse, in R. H. Starr (ed) *Child Abuse Predictions*, 1982.
pp. 1~12.
- (21) Kadushin & Martin, *op. cit.*, pp. 5~6.
- (22) R. J. Gelles, *Family Violence*, 1979.
- (23) A. Kadushin, *Child Welfare Services*, 1980, p. 170.
- (24) Pelton (ed), *op. cit.*, pp. 95~96.
- (25) Helfer & Kempe (eds), *op. cit.*, p. 255.
- (26) Helfer & Kempe (eds), *op. cit.*, p. 232, 239.
- (27) Pelton (ed), *op. cit.*, p. 292.
- (28) Kadushin, *op. cit.*, p. 171.

- (29) B. F. Steele & C. E. Pollock, A Psychiatric Study of Parents Who Abuse Infants and Small Children in Helftter & Kempe (eds), *op. cit.*, pp. 89~134.
- (30) Faller (ed), *op. cit.*, p. 35.
- (31) R. S. Kempe & C. H. Kempe, *Child Abuse*, 1978 p. 20 長期的な児童虐待の発生率は毎年平均1%程度で、The National Center for The Prevention and Treatment of Child Abuse and Neglect At University of Colorado School of Medicine Denver は毎年約10%程度で、10年間の累積感染率は約8%。
- (32) F. Roth, A Practice Regimen for Diagnosis and Treatment of Child Abuse, *Child Welfare*, 1975, July p. 270.
- (33) L. J. Allan, Child Abuse, in J. P. Marin (ed) *Violence and The Family*, 1978, p. 70.
- (34) J. J. Spinetta & D. Righler, The Child-Abusing Parent, in Williams & Money (eds), *op. cit.*, p. 110.
- (35) Faller (ed), *op. cit.*, p. 35.
- (36) Kadushin & Martin, *op. cit.*, p. 14.
- (37) M. Kotelschuck, Child Abuse and Neglect: Prediction and Misclassification in R. Starr (ed) *op. cit.*, p. 85.
- (38) R. S. Parke, Theoretical Models of child Abuse, in Starr (ed) *op. cit.*, pp. 40~41.
- (39) Faller (ed), *op. cit.*, p. 43.
- (40) Kempe & Kempe, *op. cit.*, pp. 18, 25~27.
- (41) Kadushin & Martin, *op. cit.*, pp. 47~48.
- (42) Kempe & Kempe (1978), *op. cit.*, pp. 10~13.
- (43) R. D. Parke, Theoretical Models of Child Abuse in Starr (ed) *op. cit.*, p. 42.
- (44) Kadushin & Martin, *op. cit.*, pp. 275~276.
- (45) Kempe & Kempe, *op. cit.*, 18~19.
- (46) Martin (ed), *op. cit.*, pp. 348~349.
- (47) Starr ,(ed), *op. cit.*, p. 38.
- (48) Faller (ed), *op. cit.*, pp. 40~41.
- (49) Starr (ed), *op. cit.*, pp. 43~45

- (50) Starr (ed), *op. cit.*, pp. 46~47.
- (51) Faller, *op. cit.*, p. 41.
- (52) Kempe & Kempe (1978), *op. cit.*, p. 23.
- (53) Faller (ed), *op. cit.*, p. 42.
- (54) Starr (ed), *op. cit.*, p. 79.
- (55) J. A. Martin (ed), *op. cit.*, Introduction.
- (56) R. J. Gelles, Violence in the American Family in Martin (ed), *op. cit.*, p. 170~171.
- (57) R. J. Gelles, *op. cit.*, pp. 13~14.
- (58) Martin, *op. cit.*, p. 172.
- (59) G. J. Williams, The Characteristics of Abusive Parents in Williams & Money (eds), *op. cit.*, 107.
- (60) Martin, Some Reflections on Violence and The Family in Martin (ed), *op. cit.*, p. 345.
- (61) D. G. Gil, Sociocultural Perspective on Physical Child Abuse, in *Child Welfare*, July 1971, pp. 389~395.
- (62) Martin (ed), *op. cit.*, p. 177 ふくく迷惑の暴力の社会問題基盤をめぐる議論
〔暴力の構造化と暴力の規制〕 久松義典著の書籍に記載されている。
- (63) Martin (ed), *op. cit.*, p. 345.
- (64) J. J. Spinetta, The Child Abusing Parent in Williams & Money (eds), *op. cit.*, p. 113.
- (65) Pelton, Child Abuse and Neglect: The Myth of Classlessness, in Pelton (ed), *op. cit.*, p. 24~25.
- (66) Pelton, Child Abuse and Neglect and Protective Intervention in Mercer County, New Jersey in Pelton (ed), *op. cit.*, pp. 56~90.
- (67) Pelton (ed), *op. cit.*, p. 49.
- (68) B. H. Horowitz, Among poor Families in Pelton (ed), *op. cit.*, pp. 137-184.
- (69) Starr (ed), *op. cit.*, 78.
- (70) B. Johnson & H. A. Morse, Injured Children and Their parents, *Children*, July-August, pp. 147-152.
- (71) H. P. Martin, The Clinical Relevance of Prediction and Prevention in Starr (ed), *op. cit.*, p. 180 (JGM - 43)

(62) J. Garbarino, An Ecological Approach to Child Maltreatment in Pelton (ed), *op. cit.*, pp. 231-232 また彼は中國を復

(63) 図表48 によれば、中等階層や下層階層の児童が家庭的暴力による児童虐待が生じた割合は約5%。

(64) Starr (ed), *op. cit.*, pp. 67-104.

(65) Faller, *op. cit.*, p. 16.

(66) Kadushin, & Martin *op. cit.*, p. 16.

(67) Pelton (ed), *op. cit.*, p. 237.

(68) M. May, Violence in the Family in Martin (ed), *op. cit.*, p. 163.

(69) R. K. Merton, Social Structure and Anomie in *American Sociological Review*, October 1938 pp. 672-682.

(70) H. P. Martin, The Clinical Relevance of Prediction and Prevention in Starr (ed), *op. cit.*, p. 181.

(71) Martin (ed), *op. cit.*, 351 J. Roberts & Gilman, *op. cit.*, p. 178.

(72) Martin (ed), *op. cit.*, p. 59.

(73) Pelton (ed), *op. cit.*, p. 336.

(74) Gil, *op. cit.*, *Child Welfare*, July 1971 p. 393.

(75) Pelton (ed), *op. cit.*, pp. 313-314.

(76) Pelton (ed), *op. cit.*, p. 314.

(77) Starr (ed), *op. cit.*, p. 67.

(78) W. Stacey & A. Shupe, *The Family Secret: Domestic Violence in America*, 1983, pp. 61, 102.

(79) Stacey & Shupe, *op. cit.*, p. 27. 一九七五年、「マタニティ問題は社会問題となる」という提唱が米国議会委員会を発足させた。一九七八年、マタニティ問題は社会問題となる。一九七六年八月のシカゴ会議で、マタニティ問題は六ヶ所に分かれていたが、一九八年に七ヶ所に増加し、たゞベラクルキナ州だけは一九八年六月一日に廃止された。政府による家庭暴力の公費負担の問題は、八四年四月一日に廃止された。政府による家庭暴力の公費負担の問題は、八四年四月一日に廃止された。

(80) Martin (ed) *op. cit.*, p. 177.

(91) ハリソン・ハーリングton, *The Other America*. 「現地へ向かうの越境」 国立社会大学人文系第711講 (一九六四・四)
ハリングton。

(92) Gelles, *op.cit.*, p. 12.

(93) I. A. Hyman, Corporal punishment in the Schools: America's Officially Sanctioned Brand of Child Abuse in Williams & Money (eds), *op.cit.*, pp. 33~42.

(94) A. Kadushin, *Child Welfare* (First Edition) 1965, pp. 30~31, p. 560.

(95) W. J. Goode, Force and Violence in the Family, *Journal of Marriage and The Family*, November 1971, p. 628, い
ベガターナーの観察によく Caudill, Hill, König などの調査によると、日本では「夫の暴力による妻の死」
や「夫への虐待」が最も多くなっている。

(96) E. F. Vogel, *Japan's New Middle Class*, 1963. 田村木徹訳記編「日本の新中産階級」(一九六八年) 第11章「家庭」
(97) 原和重著「駆逐社会日本の原風景」(一九七一年) 第11章「家庭」